

内部留保の意義と捉え方

(意義)

- ① 将来の投資資金 (設備や人件費等) の確保経営の安定化
- ② リスク回避 (倒産防止)
- ③ 銀行の貸し渋り対策

* 財産権(個人法人)としての権利

ただし公共の福祉に反するものは認められない
使用目的は上記記載の通り限られている

* 既存の内部留保課税

★内部留保分(利益剰余分)を人件費に直接移管配当するという概念のものではない

預金という概念ではないから

☆内部留保分を崩すのであれば、最優先は株主への配当である

労使間で上記☆の捉え方を誤解している交渉は避けるべきである

(捉え方)

(具体例①)

経営者(株主)が生活費として、**株主総会又は取締役会の議決を経ずに**
直接 内部留保分の一部を捻出することは、法令違反であり

(刑法 背任罪 横領罪)

(会社法 会社への損害賠償が生じる)

(会社法 特定の株主への会社利益供与は禁止されている)

(具体例②)

内部留保分を切り崩す場合

全ての株主に一律で所有株式数に応じた利益剰余分を配当する手続きを経る必要性がある

これが**内部留保**というものである